タイトル	地下水試料のろ過を忘れ、想定以上の分析値が検出!			
工種	☑調査 □対策	フェーズ	□ 計画	□ 作業中
対象汚染物質	第二種特定有害物質、第三種特定有害物質			
土地履歴	□ 宅地 □ 工場跡地 □ 特定有	害物質使用工場		
説明図	「地下水中の対象物質が想定以上に高濃度。ところでろ過の指示は?」			
	地下水のろ過			地下水分析結果 地下水中 Pb=10mg/L
作業内容	地下水分析			
使用機器	地下水試料保管容器、ろ過器材			
不目合車佰				

- ・重金属等の地下水濃度を把握するために、試料採取担当者が地下水試料を採取した際、水質に濁りがあることを確 認した。
- ・そのため、試料採取担当者は、分析担当者へ地下水試料をろ過するよう、指示した。
- ・しかし、分析担当者はろ過をすることを忘れてしまったため、想定以上に調査対象項目の濃度が高くなってしまっ た。
- ・地下水を再度採取し、ろ過操作を含め、再分析を実施することとなったため、分析納期に影響し、当初 予定してい た速報予定日にデータ報告ができなくなってしまった。

予防措置(計画者、監督者、作業員)

- ・重金属等、もしくは農薬等の地下水濃度を把握する場合、試料採取担当者は、試料採取時に地下水試料の性状を確 認し、ろ過の必要性について検討、決定する。
- ・試料採取担当者は、地下水試料のろ過の有無について、分析担当者へ確実に伝達する。
- ・地下水分析時、想定以上に調査対象項目の濃度が高いなどの不具合が生じた場合には、客先へのデータ報告前に分 析工程の再確認を行う。

応急措置

・地下水を再度採取し、ろ過操作を含め、早急に再分析を実施する。

その他、留意事項

- ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン Appendix では、「採取した地下水試料に濁りが認めら れる場合には、調査対象物質が第二種特定有害物質又は第三種有特定害物質の場合に限り、地下水試料をろ過して そのろ液を分析対象試料とする。」1)こととなっている。
- ・第一種特定有害物質については、ろ過は不適切であるので、ろ過操作は実施しないこと。

関連法規等、出典	・1) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版 Appendix-7		
キーワード	地下水、ろ過、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質		
発生頻度	□ 多 □ 中 □ 少 重大性 □ 致命的 □ 重 大 □ 軽 微		

指示事項

- ・重金属等、もしくは農薬等の地下水濃度を把握する場合、試料採取担当者は、試料採取時に地下水試料の性状を確認し、ろ過の必要性について検討、決定する。
- ・試料採取担当者は、地下水試料のろ過の有無について、分析担当者へ確実に伝達する。
- ・第一種特定有害物質については、ろ過は不適切であるので、ろ過操作は実施しないこと。

だから私たちはこうします 本日の重点施策 サイン